

【添付書類と提出にあたっての注意事項】

●医学的な所見の確認書類の写し（様式は任意・参考様式あり）

被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（i、ii、iii）」に該当するかどうかを医師に照会する。（医師に照会する医学的所見は単に「福祉用具〇〇が必要」ではなく、疾病その他の原因およびそれに起因する状態像を具体的に記載してもらう）

直接的に「福祉用具が必要かどうか」のみを照会するのではなく、あくまでも「必要な状態に該当するか」を照会するものであることに留意されたい。

●サービス担当者会議の要点 4表（または「介護予防支援経過記録」）の写し

医師により「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（i、ii、iii）」に該当するとの所見が示された場合、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが特に必要であるかどうかを判断し記録する。

4表の「検討内容」には、福祉用具を導入することの目的、必要性および必要となる福祉用具を明記する。単に、「〇〇〇〇（福祉用具名）が必要」ではなく、疾病名やそれに起因する状態像を具体的に記載してください。

（記入例）

〇〇医院△△医師より「パーキンソン病の治療薬等により身体症状の日内変動が大きいため、特殊寝台の導入が必要である」と判断される。

服薬時間によらず、一日に何度も寝返り動作が困難となるため、寝返りや起き上がり等の動作を補助するために、特殊寝台および特殊寝台付属品の導入が必要である。

●ケアプラン1表2表（予防ケアプラン）案の写し

福祉用具貸又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置づける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に該当サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙（別葉）に記載しても差し支えない。

（居宅サービス計画書記載要領より）